

## ワンストップ特例制度をご利用になる皆様へ 大切なお知らせ

令和2年5月25日より、個人番号を確認するための書類として提出されていた「通知カード」が廃止されました。

通知カードに記載されている氏名、住所、生年月日及び性別に変更がない場合



引き続き、通知カードを“番号確認書類”として使用できますが、記載内容に変更がないことを確認するため、通知カードと併せて住民票（マイナンバー記載なし可）の提出が必要です。運転免許証など本人確認ができる書類と併せて提出してください。

通知カードを“番号確認書類”として使用される場合は、今一度記載内容を確認してください。

通知カードの記載事項に変更がある場合



マイナンバー記載の住民票の写しと運転免許証など本人確認ができる書類と併せて提出してください。

- ※ 番号確認書類と本人確認書類を照らし合わせ同一人物であることが確認できなかった場合、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんのでご注意ください。
- ※ 本人確認書類については、別添の「【参考】申請書の添付書類、記入例について」をご参照ください。